

# 市町村シートに関する注意事項

## 1 人口動態グラフ (左上)

### (1) 人口の算出

合併市町村にあつては、合併前の旧市町村の人口を積み上げて算出している。

## 2 通勤圏マップ (右上)

### (1) 市町村の選定基準

基本的に以下の基準で選定している。

- ① 流入・流出のいずれかにおいて通勤割合が 2%以上
- ② 隣接市町村

※選定市町村数が少なすぎるケースにおいては、選定基準を緩和している場合もある。

### (2) 働いている市町村民の人数

働いている市町村民の人数とは、その市町村内に在住する 15 歳以上の就業者通勤人口とする。データ出典の国勢調査における就業者とは、以下の 3 つのいずれかに該当する人をいう。

- ① 調査期間中に少しでも収入を伴う仕事した人
- ② 勤めているが病気などで休業している人
- ③ 事業を営んでいるが休み始めて 30 日以内の人

※働いている場所が、市町村内か市町村外か不詳の人数を含んでいるため、合計が一致しない。

### (3) 通勤の流入人数と流出人数

流入人数は、2010 年国勢調査の「従業地による就業者のうち、他市町村に常住している就業者数」を記載している。流出人数は、2010 年国勢調査の「従業地による就業者のうち、他市町村で従業している就業者数」を記載している。

## 3 製造業の動向グラフ (左下)

### (1) 産業選定基準

基本的に以下の基準で選定している。

- ① 全国平均より従業者割合が特に高い産業
- ② 製造品出荷額等が上位の産業
- ③ データが秘匿でない産業

※町村にあつては、産業構造が一律でないことから、「産業別就業者と特化係数」として、産業の全体像をグラフで表している。

## 4 商業力マップ (右下)

### (1) 周辺市町村の選定基準

基本的に以下の基準で選定している。

- ① 隣接市町村
- ② 消費が大きく流入している市町村

### (2) その他

新庄村、奈義町および西栗倉村は、商業統計の小売年間販売額のデータが秘匿となっているため、商業力の指標が計算できない。そこで、卸売と小売を合計した商業年間販売額のデータを用いて商業機能の指標を計算し、商業機能マップとして作成している。